



皆さんこんにちは。まだまだ寒い日が続きますね。
今回はお薬はどのくらいの日数を処方できるのかについてお話したいと思います。

■お薬はどのくらいの日数まで出せるのですか？

原則的に医師の判断により処方日数が決まります。しかしお薬自体に法律で14日、30日、90日までなど、処方できる日数が決まっている薬剤があります。

制限のある薬としては

- 1、発売してから1年以内の薬剤(14日制限)
 - 2、麻薬、睡眠薬、向精神薬などの薬剤(薬によって14日、30日、90日までなどと制限が異なります)
- があります。

当院で採用している薬剤で日数制限のあるものとしては、ハルシオン、マイスリー、レンデム、ロヒプノール、などの睡眠薬やフェノバル、マイスタン、リボトリールなどの抗てんかん薬などがあります。

■長期処方のメリット、デメリットは？

症状が安定している場合に医師の判断により長期処方(60日分など)が出来ることがあります。

利点としては、病院に何度も行かなくてもいい、交通費が少なくてすむ、などの時間的、金額的な節約になります。

そのほかにも月に何度も診察を受けなくていいので、診察費が少なくなることがあるなどの利点があります。

欠点としては、服用中に病状が変化し薬が変わったときに、今までのたくさんの薬を捨てることになったり、副作用の発見が遅れてしまうことが挙げられます。

また長期処方ではお薬を準備する時間も長くなってしまいます。ご了承ください。

■長期処方を処方されたときの注意点は？

注意点としてはお薬をきちんと正しく服用することを第一に守ってください。通院する回数が減っていますので、間違って服用していた場合は発見が遅くなります。

他に、何かいつもと違う症状がでたり、気分が悪くなったりしたときはすぐにかかりつけの病院に診てもらってください。

長期処方に関しては主治医とよく相談してから決めてください。